

令和5年度 ガバナンスレポート

令和5年9月



国立大学法人山形大学



目次

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. ガバナンスに関する基本方針・・・・・・・・	1
3. 本学の運営に関する主な取組及び体制（令和5年9月現在）	
（1）国立大学法人化以降の本学の運営に関する主な取組・・・・・・・・	2
（2）運営体制図・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（3）役員会等名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（4）大学によるガバナンスのチェック体制・・・・・・・・	5
4. ガバナンス強化に向けた取組・・・・・・・・	
（1）本部の戦略策定機能強化・・・・・・・・	8
（2）「学長補佐制度」を実施・・・・・・・・	9
（3）令和4年度監事監査・・・・・・・・	9
（4）統合報告書の作成・・・・・・・・	10
（5）不正根絶に向けた教職員の倫理観醸成のための取組・・・・・・・・	11

1. 目的

近年、我が国では少子化の進展による大学志願者数の減少や首都圏一極集中による地方の衰退等への対応が急務となっています。また、さらに、グローバル化による国際的な流動性の高まりや情報技術の革新的発展に伴う産業構造の変革等、大学を取り巻く社会は加速度的に変化しています。こうした社会の変化を背景に、大学への期待や求められる役割が拡大するとともに、関係者も多様化し、大学の重要性は格段に高まっています。

これらの多様な関係者の皆様の期待に応えて、本学が教育と研究の質の向上を図り成長・発展し続けるとともに、社会に貢献していくことができるよう、組織内部において適切な執行と監督の仕組みを構築すること、大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保すること、そしてそれら多様な関係者への責任を果たすことが重要になっています。

一般社団法人国立大学協会より示された国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況は、各項目を実施することはもちろん重要ではありますが、各項目を実施できているか否かを定期的に点検し、必要に応じて改善策を検討・実施するという一連の流れを通じて、大学が自らの経営の透明性を高め、ガバナンスを強化していくことにこそ重要性があると言えます。適合状況の確認は、今年度で4度目のサイクルを迎えましたが、本学は今後も、社会からの信頼と理解を得続けていくために、項目に対する点検等を通じ、経営の透明性を高め、ガバナンス体制を強化すると同時に社会への説明責任を果たしていきます。

本報告書は、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況報告書の公開だけでは十分に説明しきれないガバナンス強化に関する取組や今後の方針等について説明することで、上記適合状況報告書を補完し、その内容を社会に発信するために公表するものです。

2. ガバナンスに関する基本方針（令和3年2月策定）

1. 本学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行います。
2. 意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、本学の機能強化を図ることで、学長のリーダーシップによる迅速かつ確な意思決定に基づく法人経営が可能となる体制を構築します。
3. 本学の経営に関する重要事項を審議する経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会、学長の選考や解任等を担う学長選考会議（※）、本学の業務の監査等を担う監事といった自主的・自律的・戦略的な法人経営を行う上で重要な役割を担う組織等の責務を明確化し、体制を整備・強化することで、社会に開かれ、社会に対し責任を果たすことのできる戦略的かつ適正な法人経営を行います。
4. 本学の多様な関係者の皆様から理解・支持を得るとともに適切な連携・協働を行うため、積極的な情報公開を通じて透明性を確保するとともに、内部統制の仕組みを整備・実施しその運用体制を公表することによって、適正な法人経営を確保します。

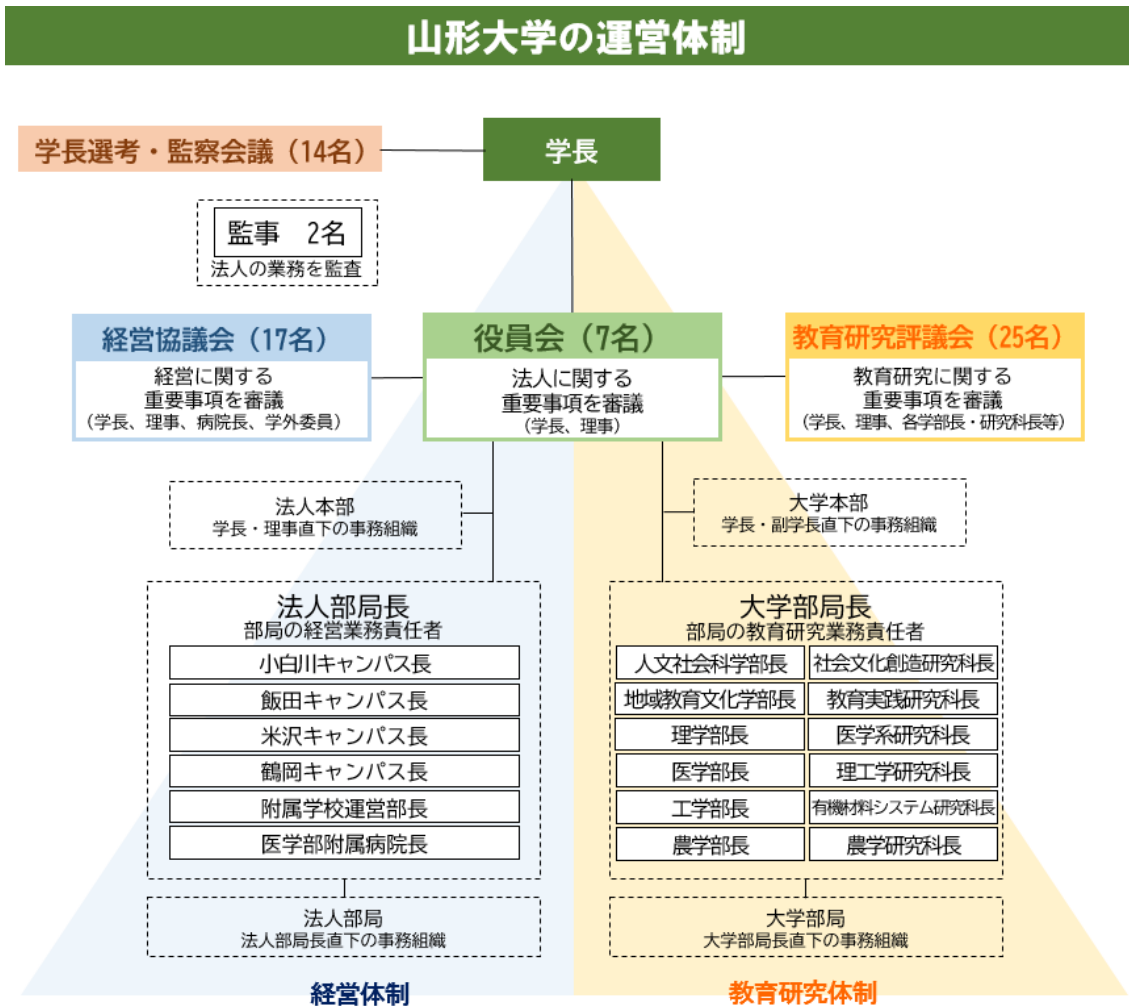
※令和4年4月以降、名称を「学長選考・監察会議」とするとともに、その機能の拡大・強化が行われました。

3. 本学の運営に関する主な取組及び体制（令和5年9月現在）

（1）国立大学法人化以降の本学の運営に関する主な取組

2004 年度	国立大学法人化 第1期中期目標 期間開始	・事務局長制廃止（各理事が直接事務部門を担当し、マネジメントに責任を持つ体制）
2005 年度		・学長特別補佐の選任
2007 年度		・毎朝の役員ミーティング（役員朝の会）の実施による情報共有の促進 ・役員会の毎週開催による意志決定の迅速化
2008 年度		・「山形大学の基本理念」「山形大学の将来構想」の策定・公表 ・山形大学顧問の委嘱 ・国立大学法人山形大学危機管理規程制定
2009 年度		・予算配分を部局単位からキャンパス単位へ転換
2010 年度	第2期中期目標 期間開始	
2014 年度		・「山形大学の将来構想」の改訂・公表 ・国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程制定
2015 年度		・学内規則の改正による経営組織（法人）と教学組織（大学）の役割の明確化並びに学長、理事、部局長等の職務、権限及び責任の明確化 ・学術研究院の設置（教員の所属組織の一元化）
2016 年度	第3期中期目標 期間開始	・各キャンパスに、法人部局長としてのキャンパス長（各キャンパスの経営面の責任者）を設置
2018 年度		・病院長を新たに法人部局長とするとともに、病院長選考のための合議体（選考会議）を新たに設置
2019 年度		・国立大学法人山形大学学長選考基準を決定し、 「求められる学長像」を明確化 ・国立大学法人山形大学監事候補者選考規程制定
2020 年度		・学外理事の導入（1名） ・国立大学山形大学のガバナンスに関する基本方針策定 ・国立大学法人山形大学学外理事の選考方針策定 ・国立大学法人山形大学経営協議会 学外委員の選考方針策定 ・国立大学法人山形大学内部統制規程制定
2021 年度		・学外理事2名体制 ・山形大学人事基本方針策定 求める教職員像を明確化 ・国立大学法人山形大学学長補佐規程制定 ・山形大学将来ビジョン「つながちから。山形大学」策定
2022 年度	第4期中期目標 期間開始	・国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程制定 ・学長補佐制度開始 ・山形大学戦略本部の設置
2023 年度		・山形大学教育推進機構、科学技術・イノベーション機構、学術基盤機構及び総合学生支援機構の整備による本部機能の強化

(2) 運営体制図



(3) 役員会等名簿

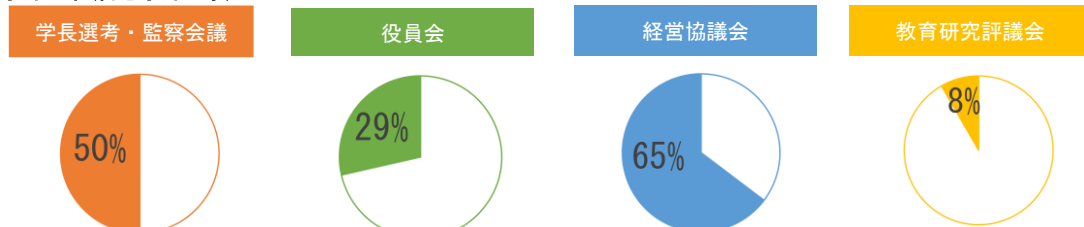
学長選考・監察会議	
伊藤 兵一	株式会社フィデア情報総研 顧問
伊藤 眞知子	山形県男女共同参画センターチェリア 館長
鈴木 雅史	株式会社山形新聞社 論説委員長
鈴木 道子	尚絅学院大学 学長
谷口 功	独立行政法人 国立高等専門学校機構 理事長
西海 和久	株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー
長谷川 眞理子	独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長
是川 晴彦	人文社会科学部長
中西 正樹	地域教育文化学部長
並河 英紀	理学部長
上野 義之	医学部長
黒田 充紀	工学部長
村山 秀樹	農学部長
土谷 順彦	医学部附属病院長
監事	
渡辺 均	
大森 夏織	※非常勤

役員会	
玉手 英利	学長
飯塚 博	理事（研究、産学連携担当）
出口 毅	理事（教育、入学試験担当）
矢作 清	理事（学生支援、学術基盤、広報担当）
根本 建二	理事（病院、財務担当）
花輪 公雄	理事（企画、評価・IR、総務、危機管理、内部統制担当）※学外理事（常勤）
額額 晃	理事（施設担当）※学外理事（非常勤）

教育研究評議会	
玉手 英利	学長
飯塚 博	理事（研究、産学連携担当）・副学長
出口 毅	理事（教育、入学試験担当）・副学長
矢作 清	理事（学生支援、学術基盤、広報担当）・副学長
根本 建二	理事（病院、財務担当）・副学長
花輪 公雄	理事（企画、評価・IR、総務、危機管理、内部統制担当）・副学長※学外理事（常勤）
額額 晃	理事（施設担当）※学外理事（非常勤）
林田 光祐	副学長（国際交流担当）
大森 桂	副学長（社会共創担当）
羽鳥 政男	副学長（人事・労務担当）
是川 晴彦	人文社会科学部長、大学院社会文化創造研究科長
中西 正樹	地域教育文化学部長、大学院教育実践研究科長
並河 英紀	理学部長
上野 義之	医学部長、大学院医学系研究科長
黒田 充紀	工学部長、大学院理工学研究科長
村山 秀樹	農学部長、大学院農学研究科長
伊藤 浩志	大学院有機材料システム研究科長
三上 英司	学士課程基盤教育機構長
土谷 順彦	医学部附属病院長
本多 薫	人文社会科学部副学部長
津留 俊英	地域教育文化学部副学部長
宮地 義之	理学部副学部長
鈴木 民夫	医学部副学部長
今野 博行	工学部副学部長
渡部 徹	農学部副学部長

経営協議会	
玉手 英利	学長
飯塚 博	理事（研究、産学連携担当）
出口 毅	理事（教育、入学試験担当）
矢作 清	理事（学生支援、学術基盤、広報担当）
根本 建二	理事（病院、財務担当）
花輪 公雄	理事（企画、評価・IR、総務、危機管理、内部統制担当）※学外理事（常勤）
額額 晃	理事（施設担当）※学外理事（非常勤）
土谷 順彦	医学部附属病院長
伊藤 兵一	株式会社フィデア情報総研 顧問
伊藤 眞知子	山形県男女共同参画センターチェリア 館長
鈴木 雅史	株式会社山形新聞社 論説委員長
鈴木 道子	尚絅学院大学 学長
谷口 功	独立行政法人 国立高等専門学校機構 理事長
西海 和久	株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー
萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館 理事長
長谷川 眞理子	独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長
吉村 美栄子	山形県知事

○学外比率(含む学外理事)



（４）大学によるガバナンスのチェック体制

①監事による業務監査体制

＜監事の設置＞

本学の業務が多様化・複雑化し、より一層の透明性と説明責任が求められる中で、監事による日常的な業務監査の重要性が高まっていることから、本学では監事のうち1名を常勤としています。また、法務や組織マネジメント等に関する専門的な知識を持ちつつ、より中立的な立場で本法人の業務を監査することができる者を非常勤の監事として1名置いています。さらに、監事の独立性を確保する体制として、本部事務部及び部局事務部とは独立した形で監査室を置いています。

＜監事の選考＞

学長が監事候補者を選考する際は、理事2名及び学長が指名する学外有識者2名から構成される監事候補者選考会議を置くこととしています。この監事候補者選考会議は、監事に求める人材像（選考基準）の策定や監事候補者の選考に関する事項等を審議し、本法人の監事として相応しい人材を選考する仕組みとなっています。監事による監査の対象となる業務が多岐にわたってきている状況を踏まえ、会計業務に精通した者と組織業務に精通した者を組み合わせる等、監事候補者が持つ専門性を考慮して候補者を決定しています。

＜監事による監査＞

監事は、国立大学法人山形大学監事監査規程に基づき、本学業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的に、毎年度監事監査を実施しています。大学運営に係る業務全般の状況を確認する「業務監査」と、財務諸表の精査などの「会計監査」について、書類確認、ヒアリング、現地調査を通じて厳密な監査を行い、結果については、監事監査結果報告書を作成し、学長に提出しています。また、監事監査結果報告書における指摘事項への対応についてフォローアップを行っており、本学の教育・研究の推進、地域貢献及び業務運営の改善に取り組んでいます。

＜監査機能の強化＞

監事が学内において監査機能を十分発揮できるよう、重要会議である役員会、経営協議会及び教育研究評議会に監事も出席しています。また、学長選考・監察会議、キャンパス執行部と学長・理事の情報交換会等学内の会議についても監事が参加しており、監事が学内業務の現状・課題をより把握しやすい環境を構築しています。加えて、監事、監査室及び会計監査人が連携して効果的な監査を行うことができるようにするため、年に数回三者協議等を行い、連携体制の強化を図っています。

②内部質保証体制

山形大学が掲げる使命、理念、目標、各種方針を実現するため、教育研究活動等についてPDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを構築し、継続的に改善・向上に努めることを通じて、本学の教育研究等の質を保証し、本法人及び本学に対する社会的信頼をより一層確実なものとすることを目指しています。

本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として、戦略本部評価・IR 室(室長は評価・IR 担当理事が務める)を設置しております。評価・IR 室がチェック機能を果たすことにより、単なる自己点検・評価の実施でおわることをないよう、ガバナンスの強化を図っています。

【内部質保証システムに基づく自己点検・評価の実施頻度】

	分 野		実施頻度
	教育	研究／社会貢献 ／業務運営等	
認証評価に係る自己点検	○		4～6年ごとに実施
行動計画に係る自己点検	○	○	毎年度実施
キャンパス経営力評価に係る自己点検	○	○	毎年度実施
教育プログラムの認定	○		毎年度実施
「学生支援」、「学生の受入」、 「施設及び設備」に関する自己点検	○		毎年度実施
教員の活動評価に係る自己点検	○	○	毎年度実施

＜第4期中期目標・中期計画の進捗管理、評価体制等の整備＞

第4期中期目標期間より、これまで国立大学法人法において定められていた「年度計画」及び「年度報告」が廃止されることとなりました。「年度計画」及び「年度報告」は、毎年度中期目標・中期計画の単年度計画（「年度計画」）を文部科学大臣に提出し、年度終了後には「年度計画」に対する報告を「年度報告」としてまとめて文部科学大臣に報告する制度を指します。これらの制度が廃止されることを受け、本学では、業務の可視化及び効率化を図るとともに、今後も中期目標・中期計画の実現に向けて着実に歩んでいくことができるようにするため、令和4年度より「山形大学行動計画」の策定及び中期計画の進捗管理を行っています。

「山形大学行動計画」には、中期目標・中期計画の単年度計画、理事または副学長が独自に策定する計画を盛り込んだことに加え、新たに複数の理事または副学長が共同で取り組む独自の計画も盛り込み、内容の充実を図るとともに、中期目標期間（6年間）のロードマップ及び評価指標のマイルストーンを設定しています。

年度末には「評価・IR室」において、担当理事または副学長にヒアリングを実施し、進捗状況に対する評価を行っています。その評価結果は、次年度の「山形大学行動計画」の策定に活かすとともに統合報告書や大学ホームページにおいて学外にも公表しています。

なお、令和4年度からはウェブによる中期計画進捗管理システムを導入し、進捗管理の可視化及び効率化を図っています。

令和4年度行動計画の進捗状況について

1 概要

- 令和4年度行動計画の進捗状況については、第4期中期目標期間に係る業務実績の評価から評価指標の達成状況に重きが置かれることから、評価指標の達成度を中心に確認を行った。
- 令和4年度は第4期中期目標期間の初年度であることから、第4期中期計画への着手状況についても確認を行った。
- 具体的には、担当理事・担当事務部から令和4年度実績の自己評価を踏まえ、令和5年5月8日から12日まで学長・評価担当理事による担当理事へのヒアリングを行い、最終的な進捗状況の確認を行った。
- その結果、令和4年度行動計画（全45計画）の進捗状況は以下とおりであり、概ね予定どおり進捗している。

評価	計画数	割合
計画が予定を超えて進捗している。	7	16%
計画が予定通り進捗している。	31	68%
計画の達成に向け強化が必要。	7	16%

2 優れた取組・特色ある取組

(1) 社会共創推進の取組

①イノベーション・コモンズの整備

イノベーション・コモンズ（共創拠点）への転換に向けた大学施設の有効活用を推進するため、小白川キャンパスのスポーツ施設を最大限に活用し、大学が地域や産業界など多様な人々が連携し、活動するイノベーション・コモンズとなる「地域連携スポーツ拠点整備計画」を策定しており、令和3年度は多目的グラウンドの整備に引き続き、令和4年度は小白川キャンパスにおける地域との活動を促進する拠点施設「共育・共創みらいセンター」の整備や野球場、テニスコートなどの整備を実施した。



イノベーション・コモンズ化の第1弾として、全天候型の陸上競技用トラックを含む新グラウンドを整備（令和4年5月）

②やまがた社会共創プラットフォームの設置

地域が抱える課題を共有し、その解決に向けて関係諸団体が恒常的に議論する場として、本学が事務局として運営を行う「やまがた社会共創プラットフォーム」を令和4年10月に設置した。また、地域が抱える課題の探掘りを行うとともに、地域や加盟機関の強みや弱み、そしてニーズを把握し共有するため、令和4年11月から令和5年3月にかけて加盟機関とのヒアリングを実施し、調査結果をとりまとめた。

さらに、上記地域ニーズを踏まえて、「山形県における包括的な産学官金医連携の枠組みを活用した地域リカレント教育事業プラン」を策定し、令和4年度文部科学省二次補正予算「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」に申請し、採択を受けた。（26件中12件採択）



③やまがたグローバル人材育成コンソーシアムの活動

地域の企業、行政（団体）及び高等教育機関の連携により、地域の発展を担うグローバル人材（学生、社会人）を育成するため、山形県国際交流人材育成協議会の内部組織として「やまがたグローバル人材育成コンソーシアム」を令和4年3月31日に設置した。産学官の事業資源を持ち寄りながら、県内で学ぶ学生と社会人を対象にグローバルな視野を持って地域発展に貢献できる人材育成を一体的に推進した。それぞれの事業には、日本人学生、留学生、社会人の延べ420人が参加した。また、地域課題を踏まえた新たな企画を2件策定した。

④地域コーディネーターの配置による地域産業、地方自治体等とのネットワークを強化

米沢キャンパスに新たにコーディネーター1名を配置し、置賜地域の産業、地方自治体等とのネットワークづくりを開始した。その結果、地域産業との共同研究46件、受託研究15件、受託事業13件、学術指導32件を実施。

⑤地域社会を活性化する多様な人材の育成（初等中等教育との連携）

令和4年度文部科学省概算要求事項（教育研究組織改革分）の採択を受け、全学の教育研究推進組織として、令和4年4月に「山形大学地域共創STEAM教育推進センター（YU★STEAM）」を設置した。

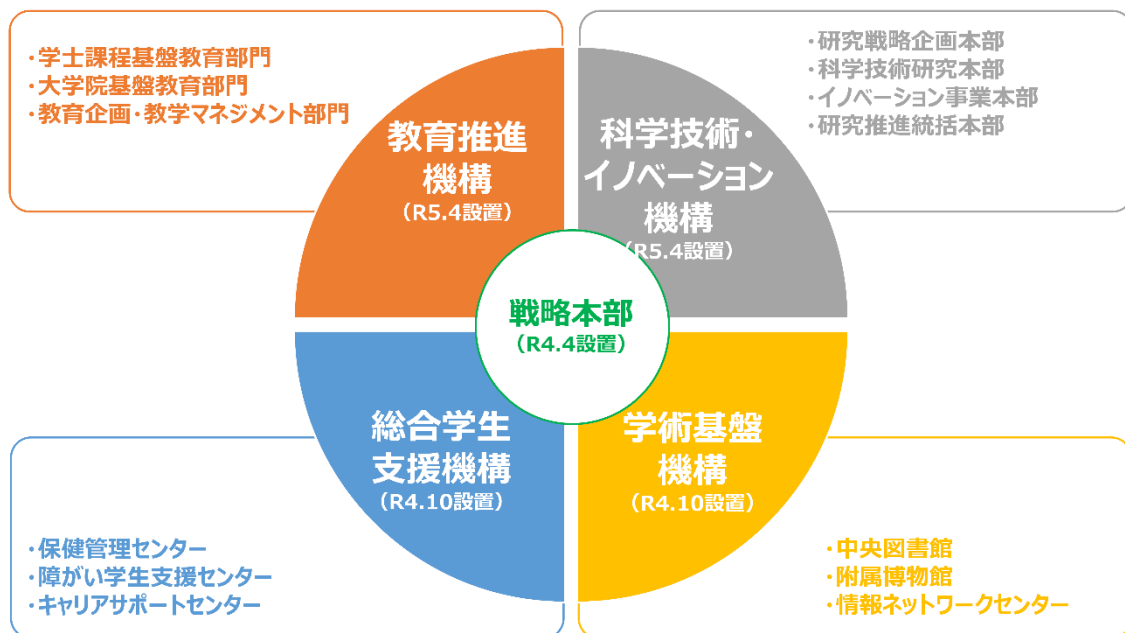
4. ガバナンス強化に向けた取組

本学ではガバナンスの強化に向け、新たな仕組みの導入等を行っています。令和4年度、令和5年度は、以下の取組を行いました。

(1) 本部の戦略策定機能強化（教育研究支援組織等の機構化）

担当理事または担当副学長を機構長とし、関連する教育研究支援組織の整理、統合を行うことで、指揮命令系統の明確化や業務の効率化、運営の透明性の確保を図るとともに、機構とキャンパスとの役割分担を再整理し、全学的業務を担当理事または担当副学長が行う体制を整備しました。併せて、機構長の意向の下、大学総体としての戦略等を立案していく体制を構築しました。今後、機構長のリーダーシップの下、全学の意見を十分に取り入れ、透明性のある運営を行うこととしています。

<機構概要図>



なお、今後、本部の組織体制が整備されたことを受け、学士課程及び大学院課程における魅力ある組織体制の整備について検討していきます。

（２）「学長補佐制度」を実施

「山形大学経営人材育成方針」に基づき、令和４年４月より「学長補佐制度」をスタートしました。この制度は、６学部及び学士課程基盤教育院から推薦された教員を「学長補佐」（任期１年）として任命し、学長・理事等から諮問された事項に対し答申を行い、また、主要会議等への陪席や各部局所掌事項の講義の受講などを通して、大学運営の実態に触れ、経営人材に必要な素養を涵養することを目的としています。併せて、学内における人的ネットワーク構築の機会とすることも目指しています。

令和４年度は、「学内コミュニケーションの改善について」等４つのテーマについて諮問され、グループ討議を行い、答申の発表を行いました。発表された内容は、学長と事務職員の意見交換会の実施等、改善に繋げています。

令和５年度も、７名の教員が学長補佐に任命され、新たな諮問事項について討議したのち、答申の発表等を行う予定です。



＜玉手学長、花輪総務担当理事、羽鳥人事・労務担当副学長と今年度の学長補佐のメンバー＞

（３）令和４年度監事監査

国立大学法人山形大学監事監査規程に基づき、令和４年度も監事監査を実施しました。その結果、以下を含む指摘事項が挙げられており、今後フォローアップを行っていくこととしています。

国立大学法人山形大学の業務の実施状況については、中期目標の達成に向け、毎年度行動計画を策定し、進捗管理を行っており、中期目標・中期計画は概ね順調に進捗している。

一方、

- ・内部統制会議を通して、各部局における個別のリスクにかかる内部統制のPDCAサイクルが適切に回っているか確認している。個別事案の解決からリスクの洗い出し・分析・評価と徐々に高度化に向けて進めていただきたい。
- ・研究費不正使用防止計画や管理条件にかかる履行計画について遺漏なく実施し、不正を起こさせない意識風土を醸成していただきたい。
- ・ハラスメント防止研修は依然として未受講者が散見され、ハラスメント防止に向けた意識改革をさらに進めていただきたい。

(4) 統合報告書の作成

これまで財務諸表を公表する際、補完資料として事業との関連を分かりやすく説明するため、本学では「Annual Report」を作成し公表してきました。しかしながら、近年、財務中心の報告書による情報公開ではステークホルダーに大学の実態を伝えることに限界があるため、非財務情報（経営戦略、ガバナンス、事業概要）を加え、ステークホルダーから「共感」を得られるように主体的かつ戦略的に情報発信する必要が生じています。

また、第4期中期目標期間においては、国立大学法人評価委員会による毎年度の評価は廃止されましたが、国民や社会に対する説明責任を自ら十分に果たすために自己点検・評価を行い、教育研究等の質の向上を図るとともに、その結果をステークホルダーに積極的に発信することが求められています。

そこで本学では、令和4年度からこれまで作成していた「Annual Report」を「統合報告書」に改め、構成も大きな見直しを図っています。「統合報告書」では、決算情報等の財務情報のみならず、経営戦略、ガバナンス、事業概要などの非財務情報を加えステークホルダーから「共感」を得られるように、主体的かつ戦略的に情報発信を行うとともに、内容も大幅に充実させています。

特に、本学の活動をより身近に感じてもらうために、本学の最新の取組に関する特集記事を組んでおり、令和4年度は「社会共創」をテーマに社会共創基本方針や社会共創推進室の取組を紹介しています。

また、「統合報告書」には、「山形大学行動計画」の毎年度の進捗状況についても掲載し、広く情報公開するとともに経営の透明性の向上も図っています。



（５）不正根絶に向けた教職員の倫理観醸成のための取組

＜競争的資金の不正使用への対応＞

令和４年３月に、本学で競争的資金（※１）の不正使用が行われていたことが判明しました。このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、ご支援をいただいた国や研究費配分機関、企業、研究機関の方々をはじめ、関係の皆様にも多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

山形大学は、今回の事態を厳粛に受け止め、改めて教職員に対する一層の意識啓発を図るとともに、文部科学省のガイドラインに則り、研究費不正防止対策の再点検と体制整備を進め、全力を挙げて再発防止に努めています。

なお、「競争的研究費等に関する不正防止計画」を以下のとおり策定し、不正行為の根絶に向けて取り組んでいます。

「競争的研究費等に関する不正防止計画」抜粋

１ 学内の責任体系の明確化※２

不正を発生させる要因

＜１－１＞責任者の役割や所在・範囲が曖昧で、各人の認識が不明確である場合、組織としてのガバナンスが機能しない。特に、人事異動等による責任者の交代の際に、後任者への引継ぎが十分になされない場合、認識不足により責任意識が希薄となる。

不正防止のポイント

【コンプライアンス推進に関する責任意識の向上】

- ・責任体制をホームページ等で公表
- ・各責任者自らの役割や責務への理解・認識を深める。

取組実施にあたっての関係部署等の役割（法人本部）

＜財務部＞

- ・競争的研究費等の責任者とその責任範囲・権限を定め、ホームページで公開し常に学内外に周知

＜財務部・研究情報部＞

- ・学長や理事の異動により責任者が交代する時は、十分な引継ぎを行うとともに、各責任者の役割や責務について担当部署から説明を行う。

取組実施にあたっての関係部署等の役割（部局）

＜事務部門（財務）＞

- ・学部長等の責任者が交代する時は、十分な引継ぎを行うとともに、各責任者の役割や責務について担当部署から説明を行う。

＜コンプライアンス推進責任者・副責任者＞※3

- ・コンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進副責任者として自らの役割や責務を確認し、理解するとともに、自部局におけるモニタリング、啓発活動等を実施

教職員が確認・実施すべき事項

- ・山形大学ホームページ「競争的資金等の不正使用防止への取り組みに関する公表」を確認する。

<https://www.yamagatau.ac.jp/jp/university/open/compliance/fund/>

※1 競争的資金：資金配分主体（政府や財団等）が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、当該課題を実施するための研究開発資金を研究者等に配分する制度。

※2 項目は、文科省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の各章に沿って整理。

※3 コンプライアンス推進責任者は、各キャンパス長、附属学校運営部長、附属病院長、財務部長を指す。

＜コンプライアンス違反を根絶するための研修＞

山形大学では、法令と社会規範を遵守し、ハラスメントの無いキャンパスを創成するために、令和5年度行動計画において、①安全保障輸出管理、②研究インテグリティ、③研究費不正防止、④利益相反、⑤キャンパス・ハラスメント、⑥個人情報保護・情報セキュリティの6つのテーマに関するeラーニング研修を実施することとし、100%の受講率を目指すこととしました。